

『H28年度税制改正大綱(5) NISA手続き簡素化』

本改正では、投資の促進や金融所得課税の一体化に向け次の措置が予定されている【NISA制度の手続きの簡素化措置等】○非課税適用確認書の交付申請書について、基準日における住民票等の写しの添付を不要とする。平成30年以後の勘定設定期間は30年1月から35年12月までとする。

○平成29年10月1日において、29年の分の非課税管理勘定が設定されている口座を開設している居住者等が同日に、その口座を開設する金融商品取引業者等へ個人番号を告知している場合には、同日に平成30年1月から35年12月までの勘定設定期間が記載されるべき交付申請書を当該業者等に提出したとみなす○居住者等が出国



により非課税口座を廃止する場合に、3カ月前における有価証券等の価額で国外転出する場合の譲渡所得等の特例を受けるときは、口座内の上場株式等を出国の3カ月前の価額で譲渡し、かつ再び取得したものとして譲渡所得等の非課税措置を適用する。【上場株式等の譲渡の範囲に関する改正】上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる譲渡の範囲に、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例又は贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用により行ったものとみなされた譲渡を加える。



『売上高は微減、営業益は小幅増 27年企業活動調査—経産省』

経済産業省が公表した27年企業活動基本調査結果(26年度実績、速報)によると、1企業当たりの売上高は240.2億円で前年度に比べ0.4%減少したものの、営業利益は8.3億円で同0.7%増加した。1企業当たりのパートタイム従業者数は147人で同2.1%増え、調査開始以来の最高を更新した。

1企業当たりの売上高を主要産業別に見ると、卸売企業380.4億円(前年度比3.2%減)、小売企業238.6億円(同1.1%減)、製造企業222.9億円(0.1%減)の順。一方、1企業当たりの営業利益は、製造企業が10.5億円で前年度比0.1%微増したものの、小売企業が5.9億円(10.4%減)、卸売企業が4.9億円(10.8%減)とともに2ケタ減となった。1企業当たりの常時従業者数は487人で0.4%の微増。うち正社員・正職員数は312人で同0.3%の増加。1企業当たりの給与総額を主要産業別に見ると、製造企業2,175.0百万円(0.4%増)、卸売企業1,345.5百万円(2.0%増)、小売企業2,225.6百万円(3.9%増)とすべて増加。1人当たりの給与総額は、製造企業541.4万円(1.1%増)、卸売企業507.2万円(0.5%増)、小売企業246.5万円(1.3%増)とすべて増えた。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com